

Q & A

- 1 ごみの搬入について P 1
- 2 手数料について P 1
- 3 紙類について P 2
- 4 木くず・剪定枝等について P 2,3
- 5 プラスチック・金属の混成物について
. . . . P 4
- 6 プラスチック製品関係について P 4
- 7 その他のものについて P 5,6
- 8 事業系ごみの分け方・出し方 P 7
- 9 産業廃棄物について P 7

1 ごみの搬入について

Q1 高柳清掃工場に搬入する場合について

A1 初めての方でも対応できるように場内に係員を配置しています。係員の指示に従ってください。

Q2 搬入する場合の服装等について

A2 新型コロナウイルス感染防止のためにマスクの着用をお願いします。
また、荷下ろしがしやすい服装や濡れた地面でも滑りにくい履物で来場してください。

Q3 搬入する人数について

A3 搬入者ご自身で所定の場所に荷下ろしていただきます。重量物の場合は、複数で来場してください。

Q4 搬入車両が混雑している日について

A4 通常、月曜日、金曜日及び休日の翌日が混雑します。
年々混雑する日が増加し場内で待機する時間が長くなっています。市の収集に出せるものは、町内会の収集場所を利用してください。

Q5 搬入を規制する日について

A5 ① 木くず・剪定枝

月曜日の午前中を停止しています。また、月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日が対象となります。

② 畳等、破砕機で処理するもの

荷下ろしに長時間を要し場内の混雑の要因になるため火曜日から木曜日の搬入をお願いします。また、搬入は1日1回にしてください。

2 手数料について

Q1 処理手数料について

A1 手数料は、10kgに付き146円（消費税込み）です。ただし、1回あたり50kg以下は無料です。50kgを超えた場合は、全重量に対して手数料がかかります。（例 60kgの場合は870円、70kgの場合は1,020円）

- * 50 kg以下で搬入できるのは1日1回です。
- * 持ち込むごみの重量は、高柳清掃工場の計量器（検定済み）の重量となり10 kg単位で計量されます。

3 紙類について

Q1 シュレッダー紙の搬入について

- A1 新聞、雑誌、雑がみ等リサイクル可能な紙類の搬入はできません。
月1回の市の不燃物収集場所等の回収場所に出してください。ただし、写真（アルバム）・カーボン紙などリサイクルできないものは搬入できます。

Q2 青焼き図面について

- A2 リサイクルできないため搬入できます。

Q3 機密書類について

- A3 機密書類も新聞、雑誌、雑がみ等リサイクル可能なため搬入できません。
機密書類を有料で処理している古紙業者にお問い合わせください。

Q4 リサイクル可能な紙か判断できない場合について

- A4 古紙業者に確認してください。リサイクルできないと判断された場合は、高柳清掃工場ですべて受け入れます。

古紙業者

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| ○ (株)株志太紙業 | 藤枝市高柳 2335-1 | 電話 635-6651 |
| ○ 安藤紙業(株) | 藤枝市八幡 678-1 | 電話 643-6670 |
| ○ (株)古紙センタートヨタ | 藤枝市横内 2258 | 電話 645-9566 |
| ○ (株)ヤマカ片野商店 | 焼津市惣右衛門 119-1 | 電話 623-3073 |

4 木くず・剪定枝等について

Q1 多量の木くず・剪定枝等について

- A1 軽トラック1台（荷台にコンパネを利用しての量、運転席後方窓が荷で隠れる量を多量）以上の場合は、木材開発(株)に直接搬入してください。料金・搬入時間などは直接お問い合わせください。

- 木材開発(株) 藤枝市横内 2268 電話 340-3389

なお、少量の場合は、市の木くず剪定枝の収集日に出してください。

Q2 木製家具（タンス・机・イス等）について

A2 ① 高柳清掃工場に搬入する場合

高柳清掃工場では、木製家具を焼却しないでリサイクルするため、板状、棒状に解体し、大きな金属やガラス等不燃物を取り除いてください。また、籐製品は布等を外してのこぎりで解体してください。

② 解体しないで処分したい場合は、大きな金属やガラス等を外して木材開発(株)に直搬入してください。（料金・搬入時間は確認してください）

○ 木材開発(株) 藤枝市横内 2268 電話 340-3389

Q3 木製家具を解体する道具の借用について

A3 高柳清掃工場には解体する道具を準備してありません。必ず搬入する前に解体してください。

Q4 焦げた木材・木製人形・仏壇仏具について

A4 燃やすごみとして処理するので搬入できます。

ただし、焦げた木材については、事前にお問い合わせください。

Q5 草の処分について

A5 少量の場合は、市の収集日に出してください。多量の場合は、Q1「多量の木くず・剪定枝について」の例に準じてください。

Q6 木製パレットについて

A6 搬入できません。木材開発(株)にお問い合わせください。

Q7 簀すのこ子の解体について

A7 解体する必要はありません。

Q8 布製・革製等ソファ-について

A8 スプリングを取り除けば解体しなくても搬入できます。

Q9 プレナ屑、カンナ屑などの木粉類について

A9 事業所から排出されたものは搬入できません。

5 プラスチック・金属との混成物について

Q1 ホットカーペットについて

A1 電源コード、電源コードの接続部を切り離せばカーペット部分は搬入できます。

Q2 チャイルドシート等金属とプラスチックの混成物について

A2 金属と可燃物に分別すれば可燃物のみ搬入できます。

分別することが困難の場合は一般廃棄物収集運搬業者に依頼（有料）してください。

Q3 マットレスについて

A3 スプリング（金属）が入っていなければ搬入できます。

Q4 クリスマスツリーについて

A4 家庭用のクリスマスツリー（表面はプラスチックで芯が金属）は、リサイクルセンターに搬入できるものもあります。事前にお問い合わせください。

○ リサイクルセンター 藤枝市岡部町内谷 833-2 電話 667-2626

6 プラスチック製品関係について

Q1 容器包装プラスチック、ペットボトルについて

A1 市が資源物として分別回収するため搬入できません。

ただし、軽く水ですすぐ、ふき取るなどしても汚れが取れない場合は搬入できます。

Q2 特定のプラスチック製品（容器包装プラスチック・ペットボトル除く）について

A2 資源物として回収しています。お住まいの市の『ごみ分別ガイド』で確認してください。

Q3 ポリカーボネート板、プラスチック製波板について

A3 搬入できますが20枚以上ある場合は、事前にお問い合わせください

Q4 グラスファイバー・カーボン・FRP 製品について

A4 スキー板、スノーボード、浴槽、洗面台等は搬入できません。

釣り竿については、量により搬入できますので事前にお問い合わせください。

Q5 スタイロ畳について

A5 1日あたり10枚まで搬入できます。

Q6 テニスボールなどの合成ゴムについて

A6 搬入できます。

Q7 過去に事業を営んでいた時、発生したビニール、プラスチックの処分について

A7 搬入できません。

7 その他のもの

Q1 畳の搬入について

A1 畳の搬入は、一日に一回10枚まで搬入できます。

Q2 毛布・布団の搬入について

A2 縛ったり、袋に入れる必要はありません。そのまま搬入できます。

毛布、布団については、燃やすごみの収集日に出すことも可能です。
(市のごみ出しルールで確認してください)

Q3 マッチや花火の搬入について

A3 水で十分湿らせて発火しないようにすれば搬入(少量づつ)できます。また、燃やすごみの収集日に出すことも可能です。

Q4 発炎筒の搬入について

A4 使用済みであれば搬入できます。

未使用の場合は、購入先(販売店等)にお問い合わせください。

購入先(販売店等)が現在、存在しない場合は、事前にお問い合わせください。

Q5 冷凍食品について

A5 解凍すれば搬入できます。多量の場合は事前にお問い合わせください。
ただし、水分を多量に含む場合は搬入できません。

Q6 吸着剤に浸み込ませたエンジンオイル（少量）について

A6 搬入できます。

エンジンオイル単体については、販売店、ガソリンスタンド等にお問い合わせください。

Q7 古着類について

A7 市の回収場所に出してください。

Q8 瞬間冷却剤について

A8 使用済みであれば搬入できます。

Q9 お米（炊飯前）について

A9 多量の場合は、事前にお問い合わせください。

Q10 乾燥剤（シリカゲル（粒状））について

A10 少量の場合は搬入できます。多量の場合は、事前にお問い合わせください。

Q11 防音材・断熱材について

A11 搬入できません。収集運搬業者にお問い合わせください。

Q12 瓦、がれき類について

A12 搬入できません。一般廃棄物収集運搬業者にお問い合わせください。

参考：中部砕石(株) 焼津市小川 3105 電話 639-5966

Q13 ボウリングのボールについて

A13 搬入できません。ボウリング場にお問い合わせください。

8 事業系ごみの分け方・出し方

事業系一般廃棄物であれば搬入できるものもあります。

「高柳清掃工場：燃やすごみの持ち込み案内」や「焼津市：事業系ごみの分け方・出し方」で確認してください。

9 産業廃棄物について

「産業廃棄物」は、搬入できません。

産業廃棄物に関する問い合わせ先

静岡県中部健康福祉センター環境課 644-9288

(公社) 静岡県産業廃棄物協会 255-8285 に、お問い合わせください。